



福岡医発第 2927 号 (地)

平成 27 年 1 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

酸素の購入価格に関する届出等について

保険医療機関は、当該年の 4 月 1 日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の根拠となった前年の 1 月から 12 月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び酸素の容積を当該年の 2 月 15 日までに 地方厚生局長に届け出る必要があります。

その際、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に購入した酸素の購入額については、平成 26 年 4 月から消費税は 8% になったことに鑑み、実際に購入した価格に 105 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満の端数を四捨五入）を「別紙様式 25」に記載して届け出ることとされる旨、厚生労働省保険局より日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂きますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、

- 1) 今年度より九州厚生局から、各医療機関に対して直接通知がなされなくなっておりますので、ご留意願います。
- 2) 本件につきましては九州厚生局ホームページ並びに、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成 26 年診療報酬改定に関する情報」に掲載されておりますことを併せて申し添えます。

九州厚生局ホームページ

「酸素の購入額の届出」

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(保 213)
平成 27 年 1 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純一

酸素の購入価格に関する届出等について

4 月 1 日以降の診療に係る費用の請求に際して用いる酸素の単価とその算出の基礎となる酸素の購入価格等については、診療報酬点数表の「J201」酸素加算の留意事項等に基づき、例年、2 月 15 日までに地方厚生（支）局長に届け出ることとされております。

その際、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に購入した酸素の購入価格については、平成 26 年 4 月から消費税が 8% になったことに鑑み、実際に購入した価格に 105 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満の端数を四捨五入）を「別紙様式 25」に記載して届け出ることとされております。

本件につきまして、本年 2 月 15 日までの届出に際してもご注意ください。別添の事務連絡が厚生労働省より示されるとともに「別紙様式 25」の「記載上の注意事項」にもその旨が記載されましたので、お知らせ致します。

つきましては、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成 26 年 診療報酬改定に関する情報」に掲載いたします。

〔添付資料〕

酸素の購入価格に関する届出等について
(平 27. 1. 8 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成27年1月8日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

酸素の購入価格に関する届出等について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）（以下「通知」という。）等により、保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び当該購入した酸素の容積を、「通知」の「別紙様式25」（以下「別紙様式25」という。）により、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出るものとしています。

当該対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に保険医療機関が購入したものについては、平成26年4月から消費税が8%となったことに鑑み、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を「別紙様式25」に記載して届け出るものとしているため、その取り扱いについて改めて周知願います。

なお、「別紙様式25」の「記載上の注意事項」についても別添のとおり訂正いたしますので、併せて周知徹底をお願いいたします。

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（平成 年度）

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合（当該診療月前の酸素の購入実績）

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

3 その他

購入業者名	種類（液化酸素、ボンベ）

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

医療機関コード	
---------	--

保険医療機関
所在地
名称
開設者
印

殿

[記載上の注意事項]

- 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。
- 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。
なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

【参考】

「酸素及び窒素の価格」（平成2年3月19日厚生省告示第41号）（粋）

- 3 酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価（平成二十五年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百五十分の百八を乗じて得た額の一円未満の端数を四捨五入した額）を当該酸素の摂氏三十五度、一気圧における容積（単位リットル）で除して得た額の一銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあっては、別に定めるところによる。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長通知）（粋）

別添1 診療報酬点数表に関する事項

<処置料>

J201 酸素加算

- (11) 保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び当該購入した酸素の容積を別紙様式25により、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出るものとする。ただし、（7）のア又はイの方法によって酸素の購入単価を算出している場合にあっては、随時（当該年度内において算出した購入単価に30%を超える変動があった場合を含む。）地方厚生（支）局長に届け出るものとする。
- (16) （5）、（7）及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。